

指定訪問看護事業所
指定介護予防訪問看護事業所

岐阜市医師会訪問看護ステーション運営規程

平成5年7月30日
規程第1号

- 改正 平成6年10月1日規程第2号
- 改正 平成11年4月1日規程第4号
- 改正 平成14年10月1日規程第5号
- 改正 平成18年4月1日規程第6号
- 改正 平成18年11月1日規程第7号
- 改正 平成19年4月1日規程第8号
- 改正 平成19年12月1日規程第9号
- 改正 平成20年1月1日規程第10号
- 改正 平成20年8月1日規程第11号
- 改正 平成21年5月1日規程第12号
- 改正 平成21年7月1日規程第13号
- 改正 平成22年4月1日規程第14号
- 改正 平成23年4月1日規程第15号
- 改正 平成23年7月1日規程第16号
- 改正 平成24年4月1日規程第17号
- 改正 平成26年1月20日規程第18号
- 改正 平成26年4月1日規程第19号
- 改正 平成26年6月27日規程第20号
- 改正 平成27年2月16日規程第21号
- 改正 平成27年4月1日規程第22号
- 改正 平成27年7月1日規程第23号
- 改正 平成27年8月1日規程第24号
- 改正 平成28年7月1日規程第25号
- 改正 平成29年4月1日規程第26号
- 改正 平成29年7月1日規程第27号
- 改正 平成29年9月1日規程第28号
- 改定 平成30年4月1日規程第29号
- 改定 平成30年8月13日規程第30号
- 改定 平成31年3月1日規程第31号
- 改定 令和元年10月1日規定第32号
- 改定 令和3年4月1日規定第33号
- 改定 令和6年6月1日規定第34号

(事業の目的)

第1条 この規程は、岐阜市医師会訪問看護ステーション（以下「看護ステーション」という。）が行う、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(事業所)

第2条 看護ステーションの事務所は、岐阜市青柳町五丁目4番地に置く。

(委員会)

第3条 看護ステーションの管理運営のため運営委員会を置く。

2 委員会の組織運営等については別に定める。

(運営方針)

第4条 看護ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようその療養生活を支援し心身の機能の維持回復をめざして支援する。

2 事業の運営に当たっては地域との結びつきを重視し、岐阜市等行政機関及び他の保健、医療、福祉関係機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(運営管理)

第5条 看護ステーションの所長は、岐阜市医師会長（以下「会長」という。）を充てる。

2 看護ステーション事業の適正かつ円滑な運営を図るため、会長、副会長、担当理事及び管理者等は、定例的に協議し事業の運営管理にあたるものとする。

(職員の職種、員数)

第6条 看護ステーションに次の職員を置く。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

(1) 管理者：看護師又は保健師 1人（常勤）（看護職員兼務）

(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5人以上

（常勤又は非常勤）（うち常勤2名以上）（うち1名は管理者と兼務）

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。
(常勤又は非常勤)

(4) 事務職員：必要に応じて雇用し配置する。(常勤又は非常勤)

2 職員の職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

所長の命を受け所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

(2) 看護師・准看護師

訪問看護等の訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

訪問看護等のリハビリテーションを担当し、看護職員と共有して訪問看護計画書及び報告書を作成し、リハビリテーションの提供に当たる。

(4) 事務職員

看護ステーションの運営に必要な業務を担当する。

(業務日及び業務時間)

第7条 業務日及び業務時間は原則として、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は業務を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず会長が必要と認めたときは、臨時に業務日及び業務時間を変更することができる。

3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用対象者)

第8条 看護ステーションの利用対象者は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた方に対して指定訪問看護等のサービスを提供すること並びに、疾病、負傷等により家庭において寝たきり又はこれに準ずる状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた医療保険対象者とする。

(事業の実施区域)

第9条 岐阜市内全域

(訪問看護等の提供方法及び内容の説明と同意)

第10条 看護ステーションが行う訪問看護等の提供は、次の各号によるものとする。

(1) 訪問看護等は、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づき、訪問看護等計画書を作成し指示書の交付の日から1ヶ月以内に訪問看護を実施する。

- (2) 訪問看護等の提供に際しては、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者との連携を密に図る。
 - (3) 訪問看護等の提供に際しては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように書面にて指導又は説明を行い同意を得る。
 - (4) 看護サービスを提供したときは、「訪問看護サービス実施記録書」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入する。
 - (5) 定められた記録（管理、訪問看護、会計及び設備備品に関するもの）を作成し、訪問看護等の終了後も最低5年間これを保存する。
- 2 訪問看護の内容は、次の各号によるものとする。
- (1) 病状・障害等、全身状態の観察
 - (2) 清拭・入浴・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
 - (4) 褥創の予防・処置
 - (5) リハビリテーション
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 精神疾患や認知症患者の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の指導・相談・助言
 - (9) カテーテル等の交換・管理
 - (10) その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

(利用料等)

第11条 看護ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者又はその家族から徴収する。

また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意を得るものとする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
 - (2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。
- 2 看護ステーションは基本利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 死後の処置料（希望者）
 - (2) 次条に定める通常業務の実施地域の訪問の交通費（医療保険のみ）また次条に定める通常業務の実施地域を超える場合の交通費
 - (3) 営業日外に訪問看護を行った場合（医療保険のみ）
 - (4) 1時間30分を超えた場合（介護保険の長時間訪問看護加算を算定する場合、医療保険の長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算を算定する日を除く）

- (5) キャンセル料金。訪問日当日9時までに連絡がない場合。ただし急変や入院などやむを得ない場合は除く。
- (6) 週3回を超える訪問。訪問の回数制限がある方の週4回目の訪問から（医療保険のみ）

（緊急時、事故発生時における対応方法）

第12条 緊急時における対応は、次のとおりとする。

- (1) 緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して訪問看護を開始する。
- (2) 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- (3) 看護師等は、前事項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- (4) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（相談・苦情の対応）

第13条 看護ステーションは、利用者からの相談等に対応する窓口を設置し、看護師等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（秘密保持の厳守）

第14条 看護師等は正当な理由なく利用者及び家族から得た情報を漏らしてはならない。また退職後においてもその情報を漏らしてはならない。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の情報をを用いる場合、予め書面により同意を得ておく。

（衛生管理等）

第15条 看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

- (1) 看護ステーションは事業所の設備及び備品について、衛生的な管理をおこなう。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

（虐待防止に関する事項）

第16条 看護ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置する。

- (2) 虐待の防止のための指針を作成する。
 - (3) 虐待防止のための看護職員等に対する研修を行う。
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 看護ステーションは訪問看護等の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第17条 看護ステーションは、ハラスメント対策のための対応を以下のとおりとする。

- (1) 職場におけるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化に必要な措置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、必要な研修及び訓練を定期的実施し従業員に周知・啓発する。
- (4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業員に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 看護ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務持続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 看護ステーションは、従業員に対し業務持続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 看護ステーションは、定期的業務持続計画の見直しを行い、必要に応じて業務持続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第19条 看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るために研究、研修の機会を設けまた、業務体制を整備する。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、看護ステーションの運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則（平成 5 年規程第 1 号）

この規程は、平成 5 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（平成 6 年規程第 2 号）

この規程は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年規程第 4 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規程第 5 号）

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規程第 6 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規程第 7 号）

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規程第 8 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規程第 9 号）

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規程第 10 号）

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規程第 11 号）

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規程第 12 号）

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規程第 13 号）

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規程第 14 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規程第 15 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規程第 16 号）

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 17 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規程第 18 号）

この規程は、平成 26 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 26 年規程第 19 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規程第 20 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 21 号）

この規程は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 22 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 23 号）

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 24 号）

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 25 号）

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 26 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 27 号）

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 28 号）

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 29 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 30 号）

この規程は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 31 号）

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 元 年規程第 32 号）

この規程は、令和元 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規定第 33 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規定第 34 号）

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から実行する。